

## 新潟市建築審査会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市建築審査会条例(昭和39年第65号)第6条の規定に基づき、新潟市建築審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の議長)

第2条 会議の議長は、会長が行う。

(会議の公開)

第3条 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

(1) 新潟市情報公開条例(昭和61年条例第43号)第16条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、審査会が会議を公開することを不相当と認めたとき。

(会議の傍聴者)

第4条 審査会は、会議の公開に当たり傍聴者の定員を制限することができる。

(WEB会議)

第5条 会長が必要と認めるときは、WEB会議により審査会を開催することができる。なお、WEB会議には全部又は一部の委員が出席できることとし、出席や議決の扱いは集合形式の会議の場合と同様とする。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、建築部建築行政課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。